

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 12 日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25380777

研究課題名(和文) 虐待による高齢者の死亡事例等と検証に関する調査研究

研究課題名(英文) Investigation and Validation for Death Cases of Elder Abuse

研究代表者

山田 祐子 (YAMADA, Yuko)

日本大学・文理学部・教授

研究者番号：90248807

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、高齢者の虐待による死亡事例とともに、そのみならず、死亡に至らないが重篤な事例および被虐待者の自殺や死亡による終結事例等、より緊急性、優先性の高い事例について分析するとともに、「検証」について、その実態を把握した上で、その理論と方法の研究開発を行うことである。

2015年、2016年度においては、それまでの成果を踏まえ、全国の都道府県(悉皆調査)、政令市(悉皆調査)、市区町村(悉皆調査)の高齢者虐待防止主管課および、全国の地域包括支援センター2000カ所に、質問紙による郵送調査を実施した。また、県内の事例検証を実施し内部報告書を策定した神奈川県との取り組み関わった。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is developing theory and method of validation with understanding actual situations of cases and validations. This research focus on not only death cases of elders by abuse but also serious and emergency cases includes high risk of death, cases terminated by death or suicide of elders. Based on previous researches, in 2015 and 2016, complete surveys by mailed questionnaires has made to all prefectural and city governments, all government-designated cities, departments with primary responsibility about elder abuse prevention of all municipalities and 2000 local elderly care management centers across the country. Also, a collaboratively work with one prefecture(Kanagawa) for case validation and internal report creation was conducted.

研究分野：社会福祉学・高齢者福祉

キーワード：高齢者虐待 虐待 検証 死亡 介護殺人 ソーシャルワーク 地域包括支援センター 権利擁護

1. 研究開始当初の背景

(1) 虐待による死亡事例等の検証の必要性

2006年4月高齢者虐待防止法(「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」以下高齢者虐待防止法)と記す)施行により厚生労働省主管課による調査(「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」以下「厚労省調査」と記す)が実施され「介護している親族による、介護をめぐって発生した事件で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」で市町村で把握しているものについて概要が発表されている。施策および法施行が先行している児童分野では、児童虐待防止法施行前の1998年に虐待致死事例から、対応にあたっての留意事項を示し、法改正後には検証作業の結果から、具体的対応策に踏み込んで報告し、以来「児童虐待の手引き」に反映させている。高齢者虐待防止法第26条において、高齢者虐待の事例分析等の調査および研究を行うものとしているが、「検証」という文言はなく、児童のように都道府県の審議会への「心身に著しく重大な被害を及ぼした」事例の報告義務はないが、高齢者虐待においても、検証作業を行い、専門職の対応力の向上や対応体制の強化に生かしていくべきであると思われる。厚生労働省主管課発出の2012年4月3日「事務連絡」において国のみならず都道府県の役割として「事例の検証」推進の動きが間接的にみられ、地方自治体においては研究代表者も参加した2012年度東京都委託事業において都内における死亡事例を含む事例分析報告書が策定されている。

(2) 虐待による高齢者の死亡状況と研究の経過

研究代表者は高齢者虐待による死亡事

例の状況の把握を行うため全国調査を実施し(全国市区町村高齢者虐待防止主管課への郵送の質問紙調査:悉皆調査、計1920箇所 全国の地域包括支援センターへの郵送の質問紙調査:県別人口割の名簿順無作為抽出、計2000箇所)(調査期間2011年2月末~4月末)(以下「2011年調査」と記す)、2011年7月日本高齢者虐待防止学会茨城大会にて発表をした(山田祐子「高齢者虐待防止法下における虐待等による死亡事例の調査研究」)。把握した死亡事例の他に、死亡には至らないが重篤な事例、被虐待者の自殺や死亡による終結事例等、より緊急性、優先性が高い事例が全国において存在すること、検証についての実態把握も課題となっていることが示唆された。

この結果を受け、翌年、再び、全国調査「虐待による高齢者の死亡状況等と把握、検証に関する調査研究」(以下「2012年調査」と記す)を実施し(全国市区町村高齢者虐待防止主管課への郵送の質問紙調査:悉皆調査、計1920箇所 全国の地域包括支援センターへの郵送の質問紙調査:県別人口割の名簿順無作為抽出、計2000箇所)、2012年7月同学会神戸大会にて発表した(山田祐子「虐待による高齢者の死亡状況と把握、検証に関する調査研究」)。次に同調査で実施した市区町村における死亡事例等の検証の実施状況と課題を取り上げ、2013年9月愛媛大会にて発表した(山田祐子「国および地方公共団体における虐待による高齢者の死亡事例等の検証に関する調査研究~市区町村と地域包括支援センターへの全国調査から~」)。

本研究は、それらの成果を踏まえ、都道府県・政令市も新たに調査先に加え、前回調査実施後の状況について再度調査を実施し研究を行った。

2. 研究の目的

高齢者虐待防止法施行後、国による大規模調査が行われ、虐待の概要はある程度明らかにされ、支援の方法論も研究代表者が参加した日本社会福祉士会による「高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル」が構築され、認定社会福祉士、認定上級社会福祉士(2016年度)の認定制度による研修の体系化が行われた現在において、学術的貢献で最も求められているのは、死亡事例等の「検証」であり、その方法の開発が急務である。そこで本研究では「高齢者虐待の死亡事例等の検証」に焦点を当て、その理論と方法の研究開発と分析をテーマとする。

具体的には、都道府県・政令市、市区町村および関係機関等において調査研究を行い、数量把握も含めた実態把握を行う、

をもとに死亡事例等の検証方法の研究開発と分析を行う、
をもとに、社会福祉士等の、養護者支援も含む方法論および効果的施策を検討する。

本研究の目的は、高齢者の虐待による死亡事例と、重篤な事例等も含めたより緊急性、優先性の高い事例について分析し、「検証」についての理論と方法の研究開発を行うため、その実態を把握することである。

3. 研究の方法

(1) 研究の構成

文献調査と資料収集

郵送の質問紙調査

(2) 調査の構成

全国都道府県・政令市高齢者虐待防止主管課への郵送の質問紙調査(悉皆調査)計67箇所(都道府県47箇所、政令市20箇所)

*政令市は調査対象を本庁とし、政令市の区役所は区市町村とした。

全国市区町村高齢者虐待防止主管課への郵送の質問紙調査(悉皆調査)計1920箇所

全国の地域包括支援センターへの郵送の質問紙調査(県別人口割の名簿順無作為抽出)計2000箇所

【倫理的配慮】調査依頼の際、データ、研究結果は匿名で扱い厳重に保管すること、無記名で回答が可能で任意であること、目的外使用はしないこと、を書面で伝えた。日本大学文理学部研究倫理審査承認(申請番号27-29)

【調査期間】2016年(平成28年)1月に調査を実施し、締め切りを2月末日としたが、3月末日まで回収を延期した。都道府県・政令市は7月末日まで回収を延期した。

【調査の内容】

プロフィールおよび貴自治体での取り組み

貴自治体における虐待による高齢者の「死亡事例や重篤な事例」の検証会議について

貴自治体における「死亡事例を含む重篤な事例」について(平成23年度~現在)

「死亡事例を含む重篤な事例」の事例記入(平成23年度~現在)

(3)本調査における「死亡事例を含む重篤な事例」の内容

その内容は、以下のとおりである。

介護している親族による、介護をめぐって発生した事件で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例(心中を含む) *「厚労省調査」で毎年把握している死亡事例、

上記以外での高齢者の虐待等により死亡に至った事例、例)虐待者が養護者でない場合、その他等、

高齢者の自殺による死亡事例の中で、A虐待があった事例、B虐待が疑われる事例、

虐待とは特定されないが、高齢者が死亡に至った経緯の中で虐待が疑われる事例、高齢者が死亡に至らなかったが心中未

遂や虐待により重度の障害に至った重篤な事例、

養介護従事者等による虐待認定事例における死亡もしくは重篤な事例

(4) 本調査における「検証会議」の定義

本調査において、「検証会議」の内容を以下のように操作的に定義した。

「検証会議」とは個別ケース会議やコアメンバー会議ではなく、死亡事例や設問に示す事例等を検証し、再発防止及び未然防止のための具体的な対応策を検討するために開催もしくは設置した会議

4. 研究成果

(1) 調査結果の概要

都道府県・政令市の調査結果の概要

回収結果は、都道府県が 36 箇所、政令市が 9 箇所の計 45 箇所であった。調査内容の「死亡事例を含む重篤な事例」の事例記入(平成 23 年度～現在)については、記載があった政令市は 6 件、都道府県は 22 件であった。計 29 事例の記入があり、からに該当する事例の記入が、都道府県では 16 事例、政令市では 1 事例、の「養介護従事者等による虐待認定事例における死亡もしくは重篤な事例」に相当する事例の記入が、都道府県では 6 事例、政令市では 6 事例あった。

市区町村の調査結果の概要

回収結果は、計 526 箇所(前回 527 箇所)であった。

調査内容の「死亡事例を含む重篤な事例」の事例記入(平成 23 年度～現在)については、記載があった事例数は 55 事例であった。

地域包括支援センターの調査結果の概要
回収結果は、434 箇所(前回 441 箇所)であった。

調査内容の「死亡事例を含む重篤な事例」の事例記入(平成 23 年度～現在)に

ついては、記載があった事例数は 27 事例であった。

【考察】

①本調査結果の範囲のみでも「死亡事例を含む重篤な事例」が存在している、

厚労省調査の定義する「死亡事例」は「介護している親族による、介護をめぐって発生した事件で、被介護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例(心中を含む)」であるが、いわゆる「介護殺人」が中心となる把握となり限定的であり、「虐待による死亡事例」としては狭い内容となっているので、再定義もしくは把握の範囲の検討の必要性がある

死亡事例ではないが、検証の必要性があると思われる「重篤な事例」が存在する

以上指摘した①②③については「2012 年調査」でも同様な結果が得られ指摘してきた内容であり、依然として深刻な高齢者虐待が存在していることが示された。

検証会議の仕組みが「有り」と回答した市区町村は 10.1%、都道府県・政令市は 0%であった。なお、「有り」と回答した自治体において、厳密には、会議の内容や第三者性において「事例検討」であり「検証」ではない会議も存在し、「検証会議」の設置や運営について体制整備の必要性が課題として示された。

(2)「検証」に関する行政の動向について
一神奈川県による「検証」の実施

2014 年度は研究代表者が高齢者防止施策に関わる神奈川県において、「検証」の重要性について県および県内において担当者の認識するところとなり「検証」に関する具体的な試みを行う計画を立案が開始された。2015 年度には、制度立案の可能性について引き続き検討し、施策実現に向けその課題についての洗い出しを行った。2016 年度は、神奈川県が実施主体となり県内の死亡事例の検証を実施した。現在、とりま

とめた内容を「報告書」として策定するか検討中である。検証の実施の際、市区町村から事例を出してもらうこと、「報告書」として関係機関に広く情報を共有することが、主に個人情報保護条例との関係で、困難を生じさせている。いずれにせよ「検証」が県行政として実施された先駆的事例が出たことから、本研究テーマに関する事例研究や、方法の研究開発の可能性を得られることができた。

(3) 得られた示唆と研究の限界

研究代表者が前回受給された同研究費により実施した2011年調査、2012年調査に引き続き回収率の低さの課題、法的根拠がない中で自治体による把握の限界等、把握と検証の体制整備の必要性が示唆された。

調査票回収率については前回調査と同程度であったが、虐待事例の記入を求める調査は回収率が低い傾向がある中で、科学研究費による調査であっても協力は得にくい。従って、特に国および都道府県におけるこの分野の事例の研究の一層の推進の必要性が示唆される。

また協力的な地方公共団体であっても個人情報保護条例との関係で、検証体制の構築の障害となっており、「検証」については高齢者虐待防止法に追加する等、法整備の必要性が示唆された。

(4) 本研究の意義と今後の課題

これまで、日本政府は、「検証」の必要性は認識しているものの、厚生労働省主管課が毎年実施している「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」において、死亡事例の詳しい公表をしておかなかった。また事例の研究は法に明記されており、通知においても奨励しているものの、「検証」についての施策を具体的に打ち出してこなかった。しかしながら、2017

年1月31日の予算委員会における国会議員の介護殺人に関する質問を受けて、厚生労働大臣が「2017年度において死亡事例の検証を行う」ことを明言し、2017年度に与党自民党において「虐待等に関する特命委員会」が開催される運びとなり4月から開催されている。このような経緯から、2017年度においては、地方公共団体における虐待事例の「検証」が推進されていくと思われる。従って、本研究の一層の推進は最重要課題の一つであるといえる。

以上のことから、研究代表者山田祐子は、2016年度(3年間)科学研究費補助金(基盤研究(C))を「高齢者虐待による死亡事例等の評価と検証にかかわる体制整備に関する研究」の交付を受けているが、さらにこの研究テーマを発展させていく予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

山田祐子「スピーチロックの正しい理解と防止に向けた取り組み」『認知症介護 第17巻4号』日総研、2016年、pp.70-75、査読無

山田祐子「高齢者の権利擁護・虐待防止の動向(2016)」『権利擁護・虐待防止2016』全国社会福祉協議会、2016年、pp.24-30、査読無

山田祐子「高齢者の権利擁護・虐待防止の動向(2015)」『権利擁護・虐待防止白書2015』全国社会福祉協議会、2015年、pp.73-78、査読無

山田祐子「高齢者の権利擁護・虐待防止の動向-法施行8年目における実践の到達点と課題-」『権利擁護・虐待防止白書2014』全国社会福祉協議会、2014年、pp.52-55、

査読無

〔学会発表〕(計1件)

山田祐子「国および地方公共団体における虐待による高齢者の死亡事例等の検証に関する調査研究-市区町村と地域包括支援センターの全国調査から-」第10回日本高齢者虐待防止学会愛媛大会、2013年9月21日、松前総合文化センター・松前町総合福祉センター(愛媛県松前町)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山田 祐子 (YAMADA Yuko)

日本大学・文理学部・教授

研究者番号：90248807

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし

(4) 研究協力者 なし